

指定保税地域の追加指定に関する公聴会の開催について

七尾港指定保税地域の追加指定について、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

令和8年8月24日

大阪税関長 花 尻 卓

記

1. 事 案

指定保税地域の追加指定の対象

土 地

名 称：七尾港 矢田新第2ふ頭

所在地：石川県七尾市矢田新町二部169、185、187

面 積：195.00㎡

地 域：七尾市矢田新町二部第2ふ頭東側－9メートル岸壁北東端を起点Aとし、同点から同岸壁接水線（以下「接水線」という。）に沿って南の方向に130メートルの地点B、同点から接水線に直角に西の方向に1.5メートルの地点E、同点から接水線に平行に北の方向に130メートルの地点F及び起点Aを順次結んだ線によって囲まれた土地195.00平方メートル。

2. 公聴会の日時

令和8年9月17日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで

3. 公聴会の場所

大阪税関金沢税関支署七尾出張所 会議室

石川県七尾市矢田新町二部173（七尾港湾合同庁舎内）